主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二百日を各本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人等の連帯負担とする。

理 由

被告人A及び被告人両名弁護人岩松孝雄の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。 (なお被告人B提出の上告趣意書は法定の期間経過後のものであるからこれに対しては判断を与えない。)

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条一八二条刑法二一条により主文の とり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月八日

最高裁判所第二小法廷

茂		Щ	栗	裁判長裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
郎	唯 —	村	谷	裁判官